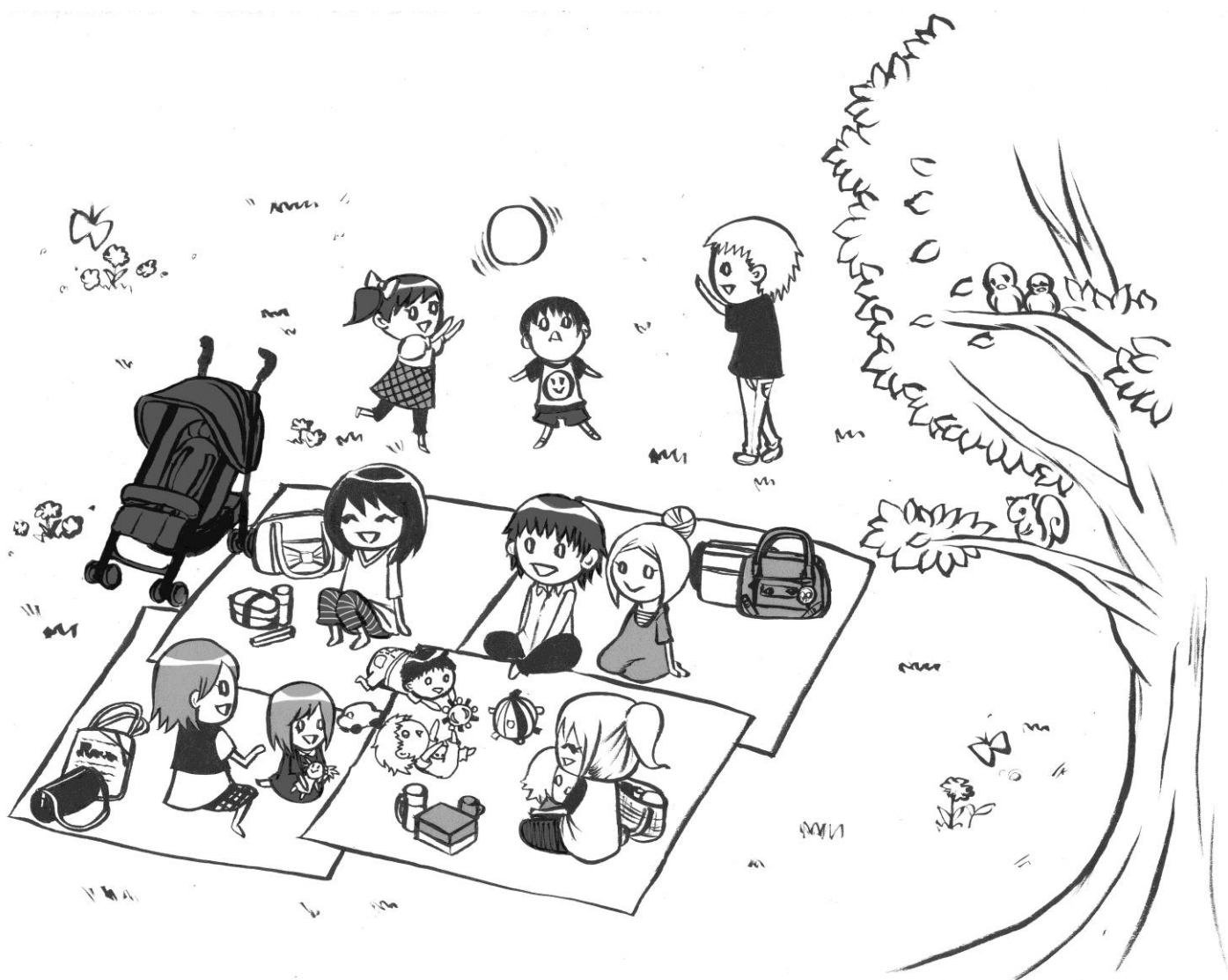


第2次吹田市地域福祉計画 中間報告書



平成26年（2014年）3月

吹田市地域福祉計画推進委員会

吹 田 市

目 次

I 中間報告書の作成にあたって

1 地域福祉計画とは	1
2 中間報告書の趣旨	1
3 地域福祉計画の期間	1

II 第2次吹田市地域福祉計画の主な進捗状況

1 重点課題について	
(1) 地域福祉活動及び保健・福祉サービス等に関する情報発信の充実・支援	2
(2) 地域福祉活動の担い手づくりのための学習会・懇談会開催の支援	3
(3) 「まちの縁側」づくり（交流と問題・課題発見の場）の支援	4
(4) 要援護者の災害時における地域での支援体制の充実	4
(5) 制度の谷間にある問題点について解決策を検討する 「地域福祉問題調整会議」の立ち上げ	5
2 具体的施策について（主な取組み状況）	
(1) 地域福祉活動推進の条件整備	7
(2) 公民協働による地域福祉活動の充実	9
(3) サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	10
(4) 保健・医療、社会福祉制度の充実	13
(5) 関連施策の充実	14
(6) 地域福祉計画の推進に向けて	14

III 今後さらに重点的に取組むべき施策

1 災害時要援護者避難支援プランの推進	15
2 高齢者が安心して暮らせる地域の見守りネットワークの構築	15
3 高齢者・障がいのある人の権利擁護と啓発・交流活動の推進	16
4 児童虐待の未然防止・早期発見と児童及び家庭への支援体制の充実	17
5 社会とのつながりが薄れている子どもや青年世代への支援	17

巻末資料	18
------	----

吹田市地域福祉計画推進委員会名簿及び同委員会開催状況

吹田市地域福祉計画推進委員会規則

吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会委員名簿及び同作業部会開催状況

吹田市地域福祉計画庁内推進委員会を構成する部室課及び同委員会開催状況

吹田市地域福祉計画庁内推進委員会設置要領

第2次吹田市地域福祉計画推進委員会名簿及び同委員会開催状況

第2次吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会委員名簿及び同作業部会開催状況

第2次吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について（抜粋）

平成25年度地域福祉市民フォーラム ワークショップ意見について（抜粋）

I 中間報告書作成にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は市民一人ひとりの地域でのくらしを支える仕組みづくりについてまとめ、地域住民と社会福祉施設、民間事業者、社会福祉協議会、行政等が協働しながら取り組む計画です。法的な位置付けとしては社会福祉法第 107 条に規定され、「地域福祉」の推進を目的としています。また、吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例の基本理念及び第 8 条に沿っている市の行政計画です。

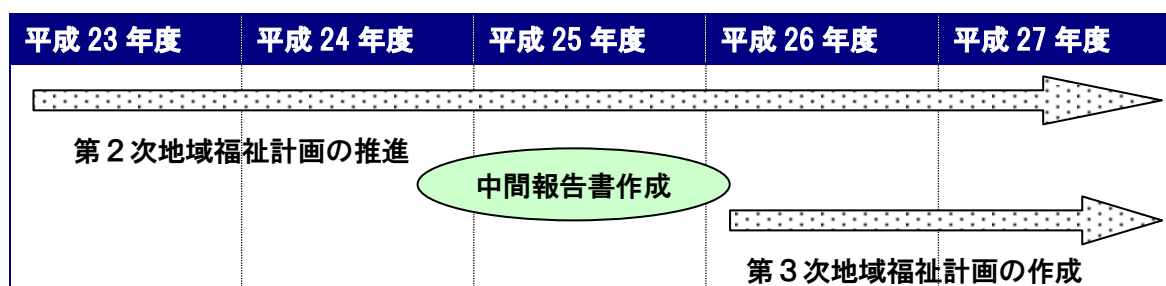
2 中間報告書の趣旨

誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことのできるよう「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を目標として地域福祉計画を策定いたしました。

地域福祉の根幹でもあります地域の地道な支え合い・助け合い活動は各地区福祉委員会や民生・児童委員協議会、地域住民の方々を中心に一步ずつ進められています。しかしながら、少子高齢化や個人のライフスタイルの変化を始め、複雑化する社会の影響から求められる福祉ニーズも日々多様化しています。そのような状況を受けて、第 2 次地域福祉計画の具体的施策の展開「55) 住民参加による地域福祉計画の進行管理」に基づき、地域住民、関係機関、事業者とともに計画の推進状況を点検し、住民等の意見を反映するために中間報告書を作成しました。

3 地域福祉計画の期間

今期の地域福祉計画の期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 か年です。平成 25 年度は計画期間の中間年度にあたります。



Ⅱ 第2次吹田市地域福祉計画の主な進捗状況

1 重点課題について

(1) 地域福祉活動及び保健・福祉サービス等に関する情報発信の充実・支援

取組状況と課題

地域福祉に関する情報を身近に感じていただくため、市のホームページに地域福祉計画のwebページをつくり、吹田の地域福祉の取組みを紹介しております。紹介内容の一例として、吹田市社会福祉協議会や各地区福祉委員会の活動内容が掲載されているwebページもリンクさせています。

今後は小学校区単位で公民の地域福祉に関する情報を整理することが課題となっています。

市ホームページ 吹田の地域福祉の取組みの記事 平成26年(2014年)3月31日現在

■ 吹田の地域福祉の取組み

吹田市では地区福祉委員会活動、民生委員児童委員活動、自治会活動、ボランティア活動、NPO活動、社会福祉協議会施設連絡会活動など、さまざまな地域福祉活動が行われています。

▶ 地区福祉委員会活動

▶ 民生・児童委員協議会活動

▶ 自治会活動

▶ NPO、ボランティア活動

▶ 社会福祉協議会施設連絡会活動



(2) 地域福祉活動の担い手づくりのための学習会・懇談会開催の支援

取組状況と課題

市の出前講座を活用した地域福祉活動の担い手づくりのための学習会・懇談会の開催について申込み方法の整理やメニューの周知を行いました。地区福祉委員会を対象に平成 24 年（2012 年）9 月にご案内をしましたが、開催の要望はありませんでした。しかしながら、平成 24 年度（2012 年度）に実施された吹田市社会福祉協議会と地区福祉委員会の懇談会や、例年実施している地域福祉市民フォーラムの中で、依然として「活動の担い手不足が課題」といった意見が多数挙がっています。今後は、どのような方法が課題解決に効果的であるのか研究を進めていきます。なお、機会をとらえて吹田市報やホームページを活用した活動の担い手募集を随時行っています。

市ホームページ 担い手募集の記事

平成 26 年（2014 年）3 月 31 日現在

■ 地域福祉活動(ボランティア)へのお誘い

▶ 地域で行われている様々な地域福祉活動

■ ふれあい昼食会

おひとり暮らしの高齢者(おおむね65歳以上の方が対象です。)の皆さんをお招きし、地域の福祉委員さん、ボランティアさんと共に和やかな雰囲気のなか会食します。

■ いきいきサロン

高齢者の方を対象に地域の公民館や集会所などで茶話会や体操、レクリエーションなどを行います。

■ 子育てサロン

地域の公民館や集会所などで手遊びや読み聞かせなどを行い、お父さんお母さん同士の仲間づくりや情報交換の場となっています。



▶ 地域福祉活動(ボランティア)へのお誘い

地域福祉活動は公民館や集会所、市民ホールなど、皆さんのお住まいの身近な地域で行われています。主に活動をしている方は地区福祉委員さん、民生委員児童委員さん、ボランティアさんなどです。

これらの活動についてお手伝いいただけますボランティアさんを随時募集しております。地域の福祉活動は同じ町に住む住民同士の助け合い、支え合い、絆から成り立っています。

皆さんの可能な範囲で、地域の福祉活動に関わっていただけますと大変ありがたく思います。関心を持たれました方は市役所福祉総務課まで御連絡をお願いします。

(3) 「まちの縁側」づくり（交流と問題・課題発見の場）の支援

取組状況と課題

人と人がつながり、ほっと一息できる「まちの縁側」を周知するため、地域福祉推進モデル地区の一つである佐竹台地区のまちの縁側マップを作成しました。作成にあたっては「さたけん家」に関わりがある大学院生の協力もいただきました。

現在、本市においては市民が気軽に立ち寄れるほど「まちの縁側」が十分整備された状態ではありません。そこで地域における「まちの縁側」づくりへの関心を高めるため、市内にある「まちの縁側」を取材し、その成り立ちや運営主体、運営方法などをまとめた「まちの縁側」啓発冊子を作成しました。

(4) 要援護者の災害時における地域での支援体制の充実

取組状況と課題

災害時要援護者支援についての考え方や進め方、市と地域の役割などについてまとめた「災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を平成 24 年（2012 年）5 月に策定しました。同プランは、市ホームページに掲載するなどして周知を図っています。また、災害時に支援を希望する要援護者の名簿を作成し、地域の支援組織と要援護者情報の共有を図る災害時要援護者登録制度を平成 21 年（2009 年）10 月から実施しており、平成 26 年（2014 年）2 月 14 日現在、1,475 人の方が登録しています。さらに災害時に一般の避難所の生活では何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する、福祉避難所の指定を行っています。

課題としては、地域における要援護者への支援が円滑かつ適切に行われるよう、地域の支援者による要援護者一人ひとりについての個別支援計画の作成などの支援体制の整備が急務となっています。また、福祉避難所の指定についてもいまだ十分ではないため、さらなる取組みが必要です。

福祉避難所一覧

平成 26 年（2014 年）3 月 31 日現在

施設名	住所	指定日
総合福祉会館	出口町 19-2	平成 25 年 3 月 1 日
障害者支援交流センター （あいほうぶ吹田）	千里万博公園 12-27	
内本町地域保健福祉センター ※デイも含む	内本町 2-2-12	平成 25 年 10 月 22 日
亥の子谷地域保健福祉センター※デイも含む	山田西 1-26-20	
介護老人保健施設	片山町 2-13-25	平成 25 年 12 月 6 日
南山田デイサービスセンター	尺谷 27-1	平成 25 年 12 月 9 日
藤白台デイサービスセンター	藤白台 2-9-1-115	
千里山西デイサービスセンター	千里山西 2-13-2	平成 26 年 2 月 19 日

（５） 制度の谷間にある問題点について解決策を検討する「地域福祉問題調整会議」の立ち上げ

取組状況と課題

地域における福祉課題について既存の制度では対応が難しい、制度の谷間にある問題の解決策を検討する地域福祉問題調整会議を、平成 24 年度（2012 年度）に設置しました。会議を重ねることで課題解決の検討を行い、併せて各関係機関の情報共有を図っています。

地域福祉問題調整会議の検討案件は個別の検討で終わることもありますが、他の地域において同じような課題を抱えている方がいる場合も考えられます。地域、各関係機関、行政等のそれぞれの立場において、新たなアプローチや施策等を構築することが求められています。

地域福祉問題調整会議（定例会）の開催状況

	開催日	検討案件	事例提供先
第 1 回	平成 24 年 6 月 15 日	委員紹介、座長の選出等	
第 2 回	平成 24 年 8 月 9 日	①介護保険制度の周知について ②複雑化した家族問題からの生活困窮事例について	①社会福祉協議会 ②内本町地域保健福祉センター
第 3 回	平成 24 年 11 月 15 日	近隣トラブルを訴える女性への対応、支援について	社会福祉協議会
第 4 回	平成 25 年 1 月 17 日	認知症高齢者の支援から福祉講座の開催グループの立ち上げについて	社会福祉協議会
第 5 回	平成 25 年 9 月 3 日	福祉に接点のない市民への意識啓発について	福祉総務課及び 社会福祉協議会
第 6 回	平成 26 年 2 月 19 日		福祉総務課及び 社会福祉協議会

地域福祉問題調整会議（随時会）の開催状況

開 催 日		検 討 案 件
第 1 回	平成 25 年 10 月 24 日	福祉に接点のない市民への意識啓発について
第 2 回	平成 25 年 11 月 28 日	
第 3 回	平成 26 年 1 月 23 日	

地域福祉問題調整会議（定例会）の構成員

平成 25 年（2013 年）4 月 1 日現在

市関係部局	こども部	子育て支援室（家庭児童相談）
		子育て支援室（地域子育て支援関係機関連絡会）
	福祉保健部	福祉総務課
		生活福祉課
		総合福祉会館
		内本町地域保健福祉センター
		亥の子谷地域保健福祉センター
		千里ニュータウン地域保健福祉センター
		高齢支援課
		障がい福祉室
関係団体		吹田市社会福祉協議会

※なお、随時会の構成員は課題別にその都度定めます。

2 具体的施策について（主な取組み状況）

（１） 地域福祉活動推進の条件整備

取組状況と課題

① 地域支えあいネットワーク推進事業について

本事業では、地域に出向き、様々な相談・支援を行うとともに、地区福祉委員会等の活動をサポートするコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSWと記載します。）を配置しています。CSWは地域課題を解決するため、地域包括支援センターを始めとした各関係機関と連携しています。また、地域の支えあいネットワークの構築を円滑に行うために地域ケア会議などの様々なケアマネジメント会議にも参画しています。その他、ボランティア活動の推進を図るため、ボランティアコーディネーターを1名配置しています。さらに、判断能力が不十分な方でも住み慣れた地域で安心して生活を送るために金銭管理等のサポートを行う、日常生活自立支援専門員も1名配置しています。いずれも吹田市社会福祉協議会に委託しています。

CSW活動の課題としては、各専門機関との緊密で継続的なネットワークの構築や、解決困難なケースを抱えることが挙げられます。また、日常生活自立支援事業においては利用希望者の増加等から発生している待機者の解消が課題に挙げられます。

CSWの配置状況

年 度	配置人数等	相談件数
平成 23 年度	13 名 各ブロック 2 名、統括者 1 名	606
平成 24 年度		782
平成 25 年度		849

該当施策（小項目）	主な担当室課
1) コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化	福祉総務課 社会福祉協議会
2) ボランティアコーディネーターの配置及び機能強化	福祉総務課 社会福祉協議会

② 地域福祉活動の財政支援策について

地域福祉活動の促進を図るため関係団体等へ財政的支援を行っています。課題としては、市税収入の減少などにより本市の財政状況が厳しく、新たな財政的支援の提案が難しい状況となっています。

地域福祉活動への主な財政支援一覧

補助金等名	内 容	担当室課
市民公益活動促進補助金	市民の公益活動のさらなる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動事業に必要な経費の一部を補助しています。	地域自治推進室
子育て広場助成事業	子育てへの負担感を緩和するため、親子が気軽に集まって交流し、子育ての喜びや楽しみを共有することができる「子育て広場」を運営する団体に対して補助しています。	子育て支援室
社会福祉活動補助金	社会福祉活動を行う吹田市社会福祉協議会等の団体に対し、その活動に要する経費について補助しています。	福祉総務課 障がい福祉室
民生委員児童委員活動補助金	民生委員児童委員活動に補助しています。対象となる事業は、委員活動、児童健全育成に係る啓発活動、自己研鑽活動、組織連携強化活動になります。	福祉総務課
ふれあい交流サロン事業	高齢者と世代の異なる市民が、気軽に利用できるサロンを設け、世代間交流の促進を図るために運営団体への助成をしています。	高齢政策課

該当施策（小項目）	主な担当室課
8）地域福祉活動の財政的支援策の充実	地域自治推進室 子育て支援室 福祉総務課 障がい福祉室 高齢政策課

(2) 公民協働による地域福祉活動の充実

取組状況と課題

① 子ども見守り家庭訪問事業

子どもたちの健やかな成長を見守ることを目的に、民生委員児童委員及び主任児童委員の協力により市内の生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する事業を実施しています。『子ども・子育てサポートブック』の配布や4か月児健診、地区福祉委員会が実施する子育てサロンなどの情報を伝えています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子ども見守り家庭訪問事業 在宅世帯数	2,080	2,172	2,243

該当施策（小項目）

主な担当室課

16) 民生委員・児童委員活動への支援

子育て支援室

② 地域福祉市民フォーラムの開催

地域福祉の取組みについて幅広く市民に知ってもらうため、例年、市と吹田市社会福祉協議会との共催で地域福祉市民フォーラムを実施しています。全市的に開催していますが、細かい圏域（エリア）での開催を望む声もいただいています。

年 度	開催日	テーマ	実施形態	参加人数
平成 23 年度	7 月 24 日 (日)	すいた発 地域の担い手づくり	基調報告、基調講演 シンポジウム	108
平成 24 年度	2 月 17 日 (日)	孤立を見逃さない街、 すいたを目指して	基調報告、基調講演 シンポジウム	121
平成 25 年度	11 月 17 日 (日)	災害に強い地域づくり 孤立をさせないコミュニティ づくり みんなで支えるのびのび子育て	基調報告 ワークショップ	76

該当施策（小項目）

主な担当室課

26) 人権意識・福祉意識の向上

福祉総務課

(3) サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

取組状況と課題

① 地域包括支援センターの拡充

高齢者の介護、健康、福祉、医療を始めとした相談体制の充実を図るため、平成24年(2012年)10月1日から新たに7か所増設し、合計13か所となりました。地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって高齢者の皆さんの総合的な支援を行っています。

地域包括支援センター一覧

施設名	連絡先	所管区域
高齢支援課(南吹田地域包括支援センター)	泉町 1-3-40 TEL 06-6384-1360 FAX 06-6368-7348	泉町、西の庄町、穂波町 金田町、南金田、南吹田
吹田市豊津・江坂地域包括支援センター	江坂町 4-20-1 エバーグリーン内 TEL 06-6310-9705 FAX 06-6368-6005	江坂町 1～4丁目、江の木町 垂水町、豊津町、広芝町、芳野町
総合福祉会館(片山地域包括支援センター)	出口町 19-2 TEL 06-6339-1207 FAX 06-6339-1202	朝日が丘町、片山町、上山手町 出口町、天道町、原町 2丁目 藤が丘町、山手町
総合福祉会館(千里山東・佐井寺地域包括支援センター)		佐井寺、佐井寺南が丘、千里山霧が丘、千里山高塚、千里山月が丘 千里山虹が丘、千里山東、千里山星が丘、千里山松が丘、竹谷町
吹田市岸部地域包括支援センター	岸部北 1-24-2 ウェルハウス協和内 TEL 06-6310-8626 FAX 06-6310-8627	岸部北、岸部中、岸部南、芝田町 原町 1、3、4丁目
吹田市千里山西地域包括支援センター	千里山西 1-41-15 コート千里山Ⅲ TEL 06-6310-8060 FAX 06-6310-8561	江坂町 5丁目、春日、千里山竹園 千里山西、円山町
内本町地域保健福祉センター(吹一・吹六地域包括支援センター)	内本町 2-2-12 内本町コミュニティセンター内 TEL 06-6317-5461 FAX 06-6317-5469	朝日町、内本町、川岸町、寿町 清和園町、中の島町、西御旅町 東御旅町、南清和園町、元町

地域包括支援センター一覧

施設名	連絡先	所管区域
吹田市吹三・東地域包括支援センター	幸町 22-5 ハピネスさんあい内 TEL 06-4860-8338 FAX 06-4860-8233	川園町、幸町、昭和町、吹東町 末広町、高城町、高浜町 日の出町、平松町、南正雀 南高浜町、目俵町
亥の子谷地域保健福祉センター（山田地域包括支援センター）	山田西 1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内 TEL 06-4864-8551 FAX 06-4864-8550	五月が丘、山田北、山田西 山田東、山田南
吹田市千里丘地域包括支援センター	長野東 12-32 ケア 21 千里丘内 TEL 06-6876-5021 FAX 06-6875-5621	青葉丘、樫切山、清水、尺谷 新芦屋、千里丘、長野、山田市場
千里ニュータウン地域保健福祉センター（南千里地域包括支援センター）	津雲台 1-2-1 千里ニュータウンプラザ5階 TEL 06-6873-8870 FAX 06-6873-8871	佐竹台、高野台、竹見台 津雲台1丁目、桃山台
吹田市古江台・青山台地域包括支援センター	古江台 3-9-3 シャロン千里内 TEL 06-6872-0507 FAX 06-6872-0503	青山台、古江台
吹田市津雲台・藤白台地域包括支援センター	津雲台 4-7-2 介護老人保健施設つくも内 TEL 06-7654-5350 FAX 06-7654-5267	上山田、千里万博公園 津雲台2～7丁目 藤白台、山田丘

該当施策（小項目）

主な担当室課

28) 保健・福祉の相談・支援体制の充実

高齢支援課等

② 高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル）

高齢者やその介護家族からの、介護、健康、医療等に関する相談を受ける電話相談事業を平成 24 年度（2012 年度）から実施しています。保健師、看護師、介護支援専門員等の資格を持つ専門の相談員が 24 時間体制で相談に応じています。市民の皆さんへ積極的に周知することが課題となっています。（フリーダイヤル 0120-256594）

	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	128	420

該当施策（小項目）	主な担当室課
28) 保健・福祉の相談・支援体制の充実	高齢支援課等

③ 地域ケア会議の開催

保健・医療・福祉サービスの総合調整や関係機関との連携を図り、要援護高齢者等を中心とした支援のネットワークの形成を推進しています。会議においては、認知症の方への支援、医療的ケアが必要な高齢者の支援、孤立しているひとり暮らし高齢者の問題等が検討されています。課題としては、解決困難な問題が多々あることや、個人情報保護の観点から各関係機関との連携が難しいことが挙げられます。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ブロック別ケア会議 定例会 開催数	30	30	30
随時会 開催数	3	1	5
調整会議 開催数	3	3	3
報告会 開催数	1	1	1

該当施策（小項目）	主な担当室課
32) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて	高齢支援課

(4) 保健・医療、社会福祉制度の充実

取組状況と課題

① 青少年相談（ぷらっとるーむ吹田）

平成 23 年（2011 年）4 月から臨床心理士などの専門資格を有した相談員が、ひきこもり、ニート、不登校など社会とのつながりが希薄になっている子ども、青少年及びその家族に対し、社会参画を支援しています。青少年の相談から、ボランティア活動につながったケースもありました。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談回数	778	1,633	2,549
相談ケース（人数）	133	250 （当該年度新規は 181）	314 （当該年度新規は 191）

該当施策（小項目）	主な担当室課
37) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	青少年活動サポートプラザ

② すいたストップDVステーション（DV相談室）の開設

平成 23 年（2011 年）4 月に配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション（DV相談室）」を開設し、総合的なDV防止対策事業を実施しています。同ステーションではDVを予防、発見、支援、フォローの4つのステージでとらえ、それぞれ効果的な施策を実施していこうとするもので、DV被害者の相談支援や、DVの予防啓発事業などを行っています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	203	306	347

該当施策（小項目）	主な担当室課
43) 新しい課題を抱える人たちへの支援	すいたストップDVステーション （DV相談室）

③ 子ども医療費助成制度について

次世代を担う児童の健全な育成や子育て世帯の福祉の増進を図るため、平成 25 年（2013 年）9 月 1 日から「乳幼児等医療費助成制度」を「子ども医療費助成制度」に改正しました。乳幼児等医療費助成制度は、小学校就学前の乳幼児の入院・通院及び小学校 6 年生までの入院医療費が助成対象でしたが、子ども医療費助成制度は、中学校修了前の子どもの入院・通院医療費（保険診療分）が助成の対象となります。※ただし、所得制限があります。

該当施策（小項目）	主な担当室課
45) サービス利用のための低所得者対策の充実	子育て支援室

(5) 関連施策の充実

取組状況と課題

① ひとり親家庭自立支援事業の実施

近年の厳しい経済状況の中、母子家庭の母は不安定な収入状況にある場合が多く見られます。そこで母子家庭の就業機会の拡大や自立の促進を図るため、ひとり親家庭自立支援事業を実施しています。なお、平成 25 年度（2013 年度）から父子家庭の父も対象になりました。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 給付件数	8	5	12
ひとり親家庭高等技能訓練促進費 給付件数	25	20	9

該当施策（小項目）	主な担当室課
46) くらしの基盤である雇用・就労の支援	子育て支援室

(6) 地域福祉計画の推進に向けて

取組状況と課題

① 職員研修の実施

平成 20 年度（2008 年度）から、地域福祉計画や地域福祉活動について職員への周知を図ることを目的として各地区福祉委員会等の御協力をいただき「地域の人と協働できる職員育成のための地域福祉活動体験実習」を実施しています。毎年 30 名程度の参加がありますが、各室課における業務の多忙から年々職員の参加が難しくなっています。また、管理職員の参加率の向上も課題となっています。

年 度	実施時期	参加した地域福祉活動	参加人数
平成 23 年度	10 月～平成 24 年 1 月 ※ 9 月 4 日に事前講義を実施	子育てサロン 11 地区 いきいきサロン 4 地区 陽だまりルーム 8 回	38
平成 24 年度	10 月～12 月 ※ 10 月 3 日に事前講義を実施	子育てサロン 8 地区 いきいきサロン 6 地区	30
平成 25 年度	9 月～12 月 ※ 9 月 6 日に事前講義を実施	子育てサロン 12 地区 いきいきサロン 10 地区	30

該当施策（小項目）	主な担当室課
59) 行政職員の意識向上と地域との連携	福祉総務課

Ⅲ 今後さらに重点的に取組むべき施策

1 災害時要援護者避難支援プランの推進

今後の方向性

新たな福祉避難所の指定に向けて、民間福祉施設等と協議を行っていきます。また、災害時要援護者登録制度の周知を図って登録を促すとともに、個別支援計画の作成が進められるよう、その作成の仕方や要援護者の支援のポイントなどについてまとめた、支援者向けのハンドブックの作成について取組みを進めるなど、地域における要援護者への支援体制の強化に向けた支援を行っていきます。さらに、災害時要援護者名簿を活用した地域防災訓練の働きかけを行い、平常時から支援者と要援護者とのつながりが深まるよう支援します。

各項目の推移	年度末現在		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
要援護者登録数	1,473	1,461	1,475
福祉避難所指定数	0	2	8

2 高齢者が安心して暮らせる地域の見守りネットワークの構築

今後の方向性

高齢者支援事業者との連携による見守り事業及び徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク事業を推進するため高齢者支援事業者の登録数を増やし、高齢者の見守り体制の充実を図ります。また、万一の緊急時に適切で迅速な救命活動が受けられるよう救急医療情報キットの配布者数を増やし、事業の推進を図ります。

各項目の推移と目標値	年度末現在		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
高齢者支援事業延べ登録者数（事業者）	57	250	319
救急医療情報キット延べ配布者数（人）	84	7,505	9,543

3 高齢者・障がいのある人の権利擁護と啓発・交流活動の推進

今後の方向性

少子高齢化やひとり暮らし高齢者の増加から、今後ますます高齢者・障がいのある人の権利を守る必要があります。成年後見制度の普及・啓発を行い、判断能力が十分でない方々が制度を活用することで安心して生活を送ることができるよう努めます。また、市民後見人の養成について開始時期の検討を進めます。さらに、認知症サポーターの養成や認知症地域サポートモデル事業を実施することで地域住民の認知症への理解を深めます。

平成 24 年（2012 年）10 月 1 日に施行された障害者虐待防止法に基づき、相談窓口やどのようなことが障がい者虐待にあたるのかといった周知に努めます。また、障がいのある方への理解と啓発を図るため、障がい者週間の集いやハートふれあいまつりの開催、障がい者授産製品販売の支援などに継続して取り組んでまいります。

各項目の推移と目標値	年度末現在		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
認知症サポーター 養成人数（総人数）	4,385	5,513	7,055
認知症地域サポート モデル事業実施数	—	—	1

障がい者虐待についての市の相談窓口

名称	電話番号	F A X	所在地
障がい福祉室 （虐待防止センター）	06-6384-1349	06-6385-1031	吹田市泉町 1-3-40 吹田市役所 17 番窓口
内本町地域保健福祉 センター	06-6317-5461	06-6317-5469	吹田市内本町 2-2-12 内本町コミュニティセンター内
亥の子谷地域保健福 祉センター	06-4864-8551	06-4864-8550	吹田市山田西 1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内
千里ニュータウン地 域保健福祉センター	06-6873-8870	06-6873-8871	吹田市津雲台 1-2-1 千里ニュータウンプラザ内

4 児童虐待の未然防止・早期発見と児童及び家庭への支援体制の充実

今後の方向性

近年の核家族化や隣近所のつながりの希薄化から、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者が増加していると考えられます。子ども見守り家庭訪問事業や育児支援家庭訪問事業等を始めとした、地域で子育てを応援する事業を継続して実施するとともに、児童虐待への対応力、早期発見力の向上に努めます。また、各関係機関等を対象とした児童虐待防止に関する研修を実施するとともに児童虐待対応マニュアルを作成し、スキルの向上に努めます。

5 社会とのつながりが薄れている子どもや青年世代への支援

今後の方向性

様々な理由から社会とのつながりが薄れている、ひきこもりやニート、不登校状態にある子ども、青年世代及びその家族に対し自立への支援を行います。青少年相談（ぷらっとる一む吹田）や青年期の問題への理解を深める啓発講座、就労に関するニート・ひきこもり相談などを継続的に実施します。また、社会的ひきこもり吹田市ネットワーク会議を開催し、課題解決のため各関係機関と連携することで青年世代への支援につないでいきます。

各項目の推移

年度末現在

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就労に関するニート・ひきこもり 相談件数	14	18	12
啓発講座開催数 (青少年活動サポートプラザ所管分)	5	5	7



巻末資料

吹田市地域福祉計画推進委員会名簿

平成 25 年（2013 年）12 月 1 日現在

◎委員長 ○副委員長

（敬称略）

	氏 名	役 職 等
1 号委員 （学識経験者）	◎藤井 伸生	京都華頂大学教授
	○松木 宏史	滋賀短期大学講師
2 号委員 （市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者）	大町 孝	吹田市自治会連合協議会監事
	熊井 茂治	吹田市社会福祉協議会 施設連絡会会長
	中谷 恵子	吹田市ボランティア連絡会会長
	富士野 香織	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会会長
	渡邊 達雄	吹田市民生・児童委員協議会会長
	由佐 満雄	吹田市社会福祉協議会副会長
3 号委員 （関係行政機関の職員）	松村 由貴	大阪府吹田子ども家庭センター 企画調整課総括主査
4 号委員 （市民）	久原 正子	市民委員
	吉村 修	市民委員

※任期は平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から平成 26 年（2014 年）3 月 31 日まで。

吹田市地域福祉計画推進委員会開催状況

	開 催 日	主な議事内容
平成 25 年度 （2013 年度）	第 1 回	8 月 19 日（月） ・ 役員選出（委員長及び副委員長） ・ 地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉計画 中間報告書の作成について
	第 2 回	11 月 8 日（金） ・ 地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉計画 中間報告書の作成について ・ 地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について
	第 3 回	2 月 25 日（火） ・ 地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉計画 中間報告書の作成について ・ 地域福祉計画に関わる事業の市民評価について

吹田市地域福祉計画推進委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について調査審議し、答申するものとする。

2 委員会は、地域福祉計画の策定その他地域福祉について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 委員会は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに公共的団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会委員名簿

平成 25 年（2013 年）4 月 1 日現在

◎作業部会長

（敬称略）

氏名	役職等
◎松木 宏史	滋賀短期大学講師
吉村 修	吹田市地域福祉計画推進委員会 市民委員
谷口 信勝	佐竹台地区福祉委員会 委員長
北嶋 玉枝	吹田市ボランティア連絡会
藤本 衛	吹田市民生・児童委員協議会 吹三地区委員長
佐伯 佳苗	吹田市社会福祉協議会 地域福祉課 主幹（CSW）

吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会開催状況

開 催 日			主な議事内容
平成 25 年度 （2013 年度）	第 1 回	7 月 23 日（火）	・ 地域福祉市民フォーラムについて ・ 地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉計画 中間報告書の作成について
	第 2 回	10 月 29 日 （火）	・ 地域福祉市民フォーラムについて ・ 地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉計画 中間報告書の作成について
	第 3 回	2 月 21 日（金）	・ 地域福祉計画に関わる事業の市民評価について ・ 地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉計画 中間報告書の作成について

吹田市地域福祉計画庁内推進委員会を構成する部室課

平成 25 年（2013 年）4 月 1 日現在

部		室	課
総務部		危機管理室	
		人事室	
行政経営部		企画政策室	
人権文化部		人権平和室	
		男女共同参画室	
		文化のまちづくり室	
まち産業活性部		地域総務室	
		地域自治推進室	
		地域経済振興室	
こども部		子育て支援室	
		こども育成室	保育幼稚園課 児童育成課
福祉保健部		地域福祉室	福祉総務課 生活福祉課 総合福祉会館 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター 千里ニュータウン地域保健福祉センター
		高齢福祉室	高齢政策課 高齢支援課 介護保険課
		障がい福祉室	
		国民健康保険室	
		保健センター	
都市整備部		住宅政策室	
道路公園部		道路公園管理室	
		道路公園企画室	
		道路公園整備室	
教育委員会	教育総務部	教育総務室	学務課
		教育政策室	
	学校教育部	学校教育室	指導課
		教育センター	
	地域教育部	生涯学習推進室	生涯学習課
		青少年室	
		スポーツ推進室	

吹田市地域福祉計画庁内推進委員会開催状況

開 催 日			主な議事内容
平成 23 年度 (2011 年度)	第 1 回	6 月 27 日(月)	・ 第 2 次吹田市地域福祉計画について ・ 地域福祉市民フォーラムについて
	第 2 回	8 月 25 日(木)	・ 地域福祉市民フォーラムの報告について ・ 地域福祉活動体験実習について
	第 3 回	2 月 24 日(金)	・ 地域福祉活動体験実習の報告について ・ 地域福祉計画に関わる事業の概要と実績の報告について ・ (仮称) 地域福祉問題調整会議の設置について
平成 24 年度 (2012 年度)	第 4 回	9 月 27 日(木)	・ 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉活動体験実習について ・ 各地区福祉委員会と吹田市社会福祉協議会の懇談会への参加報告について ・ 地域福祉計画に関わる事業の概要と実績の報告について
	第 5 回	2 月 1 日 (金)	・ 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉活動体験実習の報告について ・ 地域福祉市民フォーラムについて ・ 地域福祉計画に関わる事業の概要と実績の報告について
平成 25 年度 (2013 年度)	第 6 回	2 月 28 日(金)	・ 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉活動体験実習の報告について ・ 地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について ・ 地域福祉計画 中間報告書について

吹田市地域福祉計画庁内推進委員会設置要領

（設置）

第1条 吹田市地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進するため、吹田市地域福祉計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係部局間の総合調整に関すること
- (2) 計画の進捗管理に関すること
- (3) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項の検討及び連絡調整

（組織）

第3条 委員会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、福祉保健部地域福祉室長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（作業部会）

第5条 委員会の運営を円滑に進めるため、委員会に、必要な調査・研究等を行う組織として、作業部会を置くことができる。

（意見の聴取等）

第6条 委員会及び作業部会は、必要に応じ委員以外の者に、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

第2次吹田市地域福祉計画推進委員会名簿

◎委員長 ○委員長職務代理者

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
1号委員 (学識経験者)	◎藤井 伸生	京都華頂大学教授
	○松木 宏史	滋賀短期大学講師
2号委員 (市民)	久原 正子	市民委員
	中内 弘 (H23.7～H24.1)	市民委員
	吉村 修 (H25.1～)	市民委員
3号委員 (市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者)	大町 孝	吹田市自治会連合協議会監事
	熊井 茂治	吹田市社会福祉協議会 施設連絡会会長
	中谷 恵子	吹田市ボランティア連絡会会長
	富士野 香織	吹田市障害者等居宅介護等事業 所連絡会会長
	松橋 継男	吹田市民生・児童委員協議会会長
	由佐 満雄	吹田市社会福祉協議会副会長
4号委員 (関係行政機関の職員)	木村 百合 (H23.8～H24.3)	大阪府吹田子ども家庭センター 所長
	植田 理恵 (H24.4～)	大阪府吹田子ども家庭センター 企画調整課総括主査

※任期は平成23年(2011年)7月21日から平成25年(2013年)3月31日まで。

第2次吹田市地域福祉計画推進委員会開催状況

	開 催 日	主な議事内容
平成23年度 (2011年度)	第1回	7月21日(木) ・役員選出(委員長及び委員長職務代理者) ・作業部会の設置について ・第2次吹田市地域福祉計画の推進について
	第2回	2月21日(火) ・地域福祉推進の取組み状況について ・(仮称)地域福祉問題調整会議の設置について ・高齢者見守りに関する新規事業について
平成24年度 (2012年度)	第3回	9月4日(火) ・作業部会の設置について ・重点課題の進捗状況について ・各地区福祉委員会と吹田市社会福祉協議会の懇談会への参加報告
	第4回	2月12日(火) ・作業部会の報告について ・地域福祉活動体験実習の報告について ・地域福祉市民フォーラムについて

第2次吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会委員名簿

◎作業部会長

(敬称略)

氏名	役職等
◎松木 宏史	滋賀短期大学講師
吉村 修	吹田市地域福祉計画推進委員会 市民委員
谷口 信勝	佐竹台地区福祉委員会 委員長
北嶋 玉枝	吹田市ボランティア連絡会
藤本 衛	吹田市民生・児童委員協議会 吹三地区委員長
長谷川 淑子	吹田市社会福祉協議会 地域福祉課 第1係長 (CSW)

※平成24年(2012年)12月3日から平成25年(2013年)3月31日まで。

第2次吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会開催状況

開催日			主な議事内容
平成24年度 (2012年度)	第1回	12月3日(月)	・作業部会の役割について ・地域福祉市民フォーラムについて ・重点課題の進捗状況について ・地域福祉活動にかかる情報交換について
	第2回	1月28日(月)	・地域福祉活動体験実習の報告について ・地域福祉市民フォーラムについて ・地域福祉活動にかかる情報交換について
	第3回	3月5日(火)	・地域福祉市民フォーラムの反省について ・要援護者の災害時における地域での支援体制の充実について ・地域福祉活動にかかる情報交換について

第2次吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価について（抜粋）

1 目的

第2次吹田市地域福祉計画の目標である「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」がどの程度達成されているかを確認し、現在取組んでいる内容について適宜検討を行うために実施している。

2 評価年度

平成24年度（2012年度）とする。

3 評価指標

評価指標	点数	内容
A	5点	計画通り達成している。
B	4点	概ね計画通りに達成する見込みがある。
C	3点	所管する事業について若干の見直しが必要である。
D	2点	所管する事業について見直しが必要である。
E	1点	所管する事業について抜本的な見直しが必要である。

4 評価実施者

47 室課及び社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会

総務部 危機管理室、広報課、人事室

人権文化部 人権平和室、交流活動館、男女共同参画室、男女共同参画センター
文化のまちづくり室

まち産業活性部 地域総務室、地域自治推進室、地域経済振興室

こども部 子育て支援室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課、児童育成課
地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園

福祉保健部 福祉総務課、生活福祉課、総合福祉会館、内本町地域保健福祉センター
亥の子谷地域保健福祉センター、千里ニュータウン地域保健福祉センター
高齢政策課、高齢支援課、介護保険課、障がい福祉室、国民健康保健室
保健センター

環境部 事業課

都市整備部 住宅政策室

道路公園部 道路公園管理室、道路公園企画室、道路公園整備室

水道部 給水相談課

教育総務部 学務課、教育政策室、学校管理室

学校教育部 指導課、教育センター

地域教育部 生涯学習課、中央図書館、青少年室、青少年クリエイティブセンター
青少年活動サポートプラザ、スポーツ推進室

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会

5 評価結果

(1) 第2次吹田市地域福祉計画 各柱の評価結果一覧

番号	内 容	評価結果（点）	特筆すべき事項
1	地域福祉活動推進の条件整備	4.2	・地域支えあいネットワーク推進事業を社会福祉協議会へ委託し、13 人のコミュニティソーシャルワーカーを配置することで地域福祉の推進を図った。
2	公民協働による地域福祉活動の充実	4.3	・市民公益活動センターを開設し、市民公益活動に関する講座・研修の開催、関係団体等との交流・連携を促す事業を実施した。 ・災害時要援護者支援のため市有2施設を「福祉避難所」に指定した。また、社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター研修を地域住民、ボランティアと共に実施している。
3	サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	4.1	・高齢者の相談体制の充実を図るため、地域包括支援センターを拡充した。 ・制度の谷間にある問題点について解決策を検討する「地域福祉問題調整会議」を立ち上げた。
4	保健・医療、社会福祉制度の充実	4.3	・ひきこもり、ニート、不登校等の子ども、青少年及びその家族に対し青少年相談を実施した。 ・配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション（DV相談室）」を開設し、総合的なDV防止対策事業を実施した。
5	関連施策の充実	4.0	・母子家庭の就業機会の拡大や自立の促進を図るため、母子家庭等自立支援事業を実施した。
6	地域福祉計画の推進に向けて	3.7	・市職員向けに地域福祉活動体験実習を実施し、福祉意識の向上を図った。地区福祉委員会活動である子育てサロン・いきいきサロンに参加している。

※評価結果は柱内の小項目の平均点になります。ただし、未評価の小項目は除外しています。

(2) 第2次吹田市地域福祉計画 各小項目の評価結果一覧

番号	施策（小項目）	評価結果(点)
1	コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化	4.5
2	ボランティアコーディネーターの配置及び機能強化	4.5
3	立ち寄りやすいボランティアセンターづくり	3.5
4	広域コミュニティ施設の整備	—
5	地区公民館・地区市民ホール等の整備	4.0
6	身近な地域での自治会集会施設の整備への支援	4.0
7	既存施設の福祉的活用の促進	4.0
8	地域福祉活動の財政支援策の充実	4.7
9	地域福祉活動を進めるための情報発信	4.5
10	くらしや健康に関する地域課題を認識するために小地域単位での学習会や懇談会の開催支援	—
11	男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実	3.5
12	青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進	3.7
13	当事者の地域福祉活動への参加の支援	4.0
14	大学との連携による地域福祉活動の促進	4.5
15	社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援	4.7
16	民生委員・児童委員活動への支援	4.8
17	自治会を中心とした地域活動への支援	5.0
18	ボランティア・NPO等の地域活動への支援	4.0
19	当事者組織の活動への支援	4.0
20	専門機関との連携・ネットワーク強化への支援	4.3
21	地域福祉活動団体間の交流への支援	4.7
22	「まちの縁側」づくりへの支援	4.7
23	子どもの遊び場所・居場所の充実	4.5
24	災害時要援護者対策の充実	4.0
25	安全対策（防災・防犯）の充実	4.2
26	人権意識・福祉意識の向上	4.5
27	福祉サービスの利用に関する情報提供の充実	4.2
28	保健・福祉の相談・支援体制の充実	4.3
29	福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実	4.3
30	福祉サービスの利用者の権利擁護の推進	4.0
31	福祉サービスの質の確保	4.0

番号	施策（小項目）	評価結果（点）
32	総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて	4.0
33	健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進	4.3
34	地域医療体制の整備	5.0
35	地域における子育て支援の充実	4.4
36	子育てを支援しあえるまちづくりの推進	4.7
37	配慮を必要とする子どもや家庭への支援	4.8
38	働くこと・育てることの両立への支援	3.8
39	障がいのある人とともに生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進	4.3
40	障がいのある人を支える福祉サービス等の充実	4.1
41	高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備	4.0
42	高齢者の社会参加・生きがい事業の推進	3.7
43	新しい課題を抱える人たちへの支援	4.5
44	セーフティネットの構築	4.3
45	サービス利用のための低所得者対策の充実	4.2
46	くらしの基盤である雇用・就労の支援	4.1
47	休日・休暇の拡充の促進	4.0
48	高齢者・障がいのある人向け住宅の確保	4.7
49	高齢者・障がいのある人向け住宅改造助成	4.0
50	だれもが安全でバリアのない交通環境・まちづくり	3.6
51	移動手段の充実	4.0
52	地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携	4.0
53	生涯スポーツの振興	4.0
54	地域に密着した商業振興	3.7
55	住民参加による地域福祉計画の進行管理	4.7
56	モデル地区による地域福祉活動の把握	3.0
57	地域福祉を推進する部局の充実	—
58	市の関係部局間の連携・協力	3.0
59	行政職員の意識向上と地域との連携	4.0
60	関係機関・団体等との連携	4.0

第2次吹田市地域福祉計画に関わる事業の市民評価について（抜粋）

1 目的

地域福祉は公民協働で進められることから、市民の目線から第2次吹田市地域福祉計画の目標である「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」がどの程度達成されているかを確認し、現在取り組んでいる内容について適宜検討を行うために実施している。

2 市民評価の内容

地域福祉計画の体系における各柱を評価した。

- (1) 地域福祉活動推進の条件整備
- (2) 公民協働による地域福祉活動の充実
- (3) サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク
- (4) 保健・医療、社会福祉制度の充実
- (5) 関連施策の充実
- (6) 地域福祉計画の推進に向けて

3 評価指標

評価指標	点数	内容
A	5点	計画通り達成している。
B	4点	概ね計画通りに達成する見込みがある。
C	3点	計画通りに達成するためには、取組み内容について若干の見直しが必要である。
D	2点	計画通りに達成するためには、取組み内容について見直しが必要である。
E	1点	現在の取組み内容では計画を達成できておらず、抜本的な見直しが必要である。

4 評価実施者

吹田市地域福祉計画推進委員会委員	8名
吹田市民生・児童委員協議会地区委員長及び主任児童委員連絡会代表	22名
地区福祉委員会委員長（委員長が指名した者を含む）	32名
計	62名

5 評価結果

(1) 各柱の評価結果一覧（概要）

番号	内 容	評価結果 (点)	主な意見
1	地域福祉活動推進の条件整備	3.9	・ C S Wは地区福祉委員と連携を図りながら、地域活動を積極的に取組んでいる。 ・ C S W、ボランティアコーディネーター、ボランティアセンターの市民への周知は不十分である。 ・ 地域福祉活動に利用できる場所の確保には地域差がある。 ・ 地域福祉活動の財政支援について、補助金がカットされないか心配。
2	公民協働による地域福祉活動の充実	3.5	・ 認知症サポーター等の養成事業は福祉意識の向上に役立っている。 ・ 民生委員・児童委員についての周知が不十分である。 ・ 災害時要援護者登録制度は、制度の周知や支援者の養成等の取組みが未だ不十分。内容の再考が必要。 ・ 担い手が集まらず、限られた少人数が多くの活動を兼任せざるを得ないのが実態。各種活動の動員は負担であり、極力減らしてもらいたい。 ・ 安心安全カードと同種の事業（救急医療情報キット、消防署の見守り等）をまとめられないのか。
3	サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	3.7	・ 地域包括支援センターは7か所増え、支援のネットワークの強化が図られた。 ・ 超高齢化社会への準備として、「防災」が「減災」になったように、どうしてもできないことを周知する活動も必要。 ・ 成年後見制度等は広く周知されていない。地区の福祉委員会等への研修が必要に思う。 ・ 福祉の情報量は十分と思われるが、必要な人に必要な情報が行き届いたかの検証を行う必要がある。 ・ 各制度や相談窓口など、縦のつながりは充実しているが、横断する取組みは薄いように思う。

番号	内 容	評価結果 (点)	主な意見
4	保健・医療、社会福祉制度の充実	3.7	・障がい者理解に向けた啓発活動や差別に関する課題の取組みに期待する。 ・障がい者を含めた地域福祉活動の推進には個人情報保護の課題がある。 ・救急医療情報キット配布事業は着実に成果を上げている。 ・地域医療について、小児科医が少ないように思う。 ・介護予防事業、地域密着型サービス、高齢者在宅福祉サービスも速いスピードで整備されている。
5	関連施策の充実	3.5	・福祉巡回バスの運行、生涯スポーツの促進については従前に比べて後退した。医療費削減に寄与するスポーツ、レクリエーションの効果を考えた施策が必要では。例えば小さな公園でできる取組みなど。 ・バリアフリーについてはマップづくりを行うなど、高齢者・障がい者の外出に役立てる必要がある。 ・自転車のマナー問題が社会的に取り上げられているが、安全な交通環境の整備として、自転車専用道の確保が必要と思う。
6	地域福祉計画の推進に向けて	3.6	・地域福祉計画の進捗管理は難しい。課題が多岐に渡っているが、関係部局が横断的に対応している。 ・計画に住民の意見が反映されているか疑問がある。 ・地域福祉活動体験実習は単に参加しているのみで、施策に反映されたのか。庁内の推進委員会が設置されても活動がなければ「絵に描いた餅」でしかない。 ・計画の推進委員に市民代表の組織や医者、法律家を加えてはどうか。

※評価結果は柱の平均点になります。ただし、未評価の項目は除外しています。

総括の抜粋

- ・住民自身が健康・福祉に関心を持ち、自ら行動を起こすことが肝心。そのための施策づくりが必要に思う。
- ・市民の目で見た感覚と行政の自己評価に差があるため、評価は困難である。
- ・地域住民の福祉活動に対する意識が希薄である。一部の関心ある人のみ活動している。
- ・地域福祉に関わる職員をもっと増やしてほしい。

平成 25 年度地域福祉市民フォーラム ワークショップ意見について（抜粋）

平成 25 年（2013 年）11 月 17 日に地域福祉市民フォーラムを開催し、参加者数は 76 名でした。フォーラムでは下記のとおり 3 つのテーマに分かれ、9 グループによるワークショップを行いました。

- ★ 災害に強い地域づくり （4 グループ）
- ★ 孤立をさせないコミュニティづくり （3 グループ）
- ★ みんなで支えるのびのび子育て （2 グループ）

※ワークショップにあがった意見として

私自身が取り組めることを○

地域で力を合わせて取り組めることを◎

市や社会福祉協議会にのぞむこと、取り組んでほしいことを●で表現しています。

1 災害に強い地域づくり

（1）防災意識の向上

- 避難場所をあらかじめ家族で話し合っておく。
- ◎ 地域レベルで要援護者マップや防災マップづくりを進める。
- ◎ 地域の災害について研究して理解する。
- 市民に防災マニュアルを周知する。

（2）お互いの顔が見える関係づくり

- 声をかけあい、あいさつを習慣づける。
- ◎ 日ごろから地域で防災について話し合い、顔の見える範囲で防災訓練をする。
- ◎ 地域の施設を活用し、他職種の方々や地域の方々との連携する機会を設ける。
- いきいきサロンやふれあい昼食会等で防災関係の話をする。

（3）自治会としての取組みについて

- 地域防災訓練などへ積極的に参加する。
- ◎ 声をかけ合うグループづくりをする。また、防災講習会を開催する。
- 自治会への加入率の向上支援をする。

(4) 防災情報の共有

- 日ごろから民生委員児童委員や福祉委員の方と連携をする。
- ◎ 福祉だよりなどの広報紙に、防災へのPRを掲載していく。
- 的確に防災情報を市民へ広報していく。

(5) 災害への備え

- 災害に備えて3日分の生活必需品を確保する。
- ◎ 自主防災組織を結成し、防災資機材の整備や講座を実施する。
- 簡易トイレを公園に整備する。また、防災備蓄品や器具を充実させる。
- 福祉避難所の確保に努める。

2 孤立をさせないコミュニティづくり

(1) ヨコのつながり

- 地域活動に参加し、他人ともっと関わる意識を持つ。
- ◎ 各団体の間で交流できる機会を持つ。
- 団体の活動場所の提供。市職員との交流の場づくり。

(2) 自治会未加入者への情報提供

- 地域のことに関心を持つようにする。
- ◎ 自治会未加入者にも福祉だよりなどの情報提供を行う。
- ◎ 地域の行事で相談窓口を開設し、情報提供を行う。

(3) 福祉の協力者づくり

- 近所付き合いを密にする。
- ◎ 近隣の方に見守りを依頼する。
- ◎ 地区福祉委員会のお便りを、自治会を通じて配布する。

(4) 認知症の方について

- 自分自身も見守りネットワークの一員となる。
- ◎ 認知症の見守り隊を組織し、ネットワーク化する。
- 行政や社協において認知症養成講座を開催する。

(5) 外出のための居場所づくり

- ◎ 地域の掲示板で行事のお知らせをする。
- ◎ いきいきサロンや子育てサロンを開き、居場所を提供する。
- 居場所づくりの材料となるような情報提供をする。

3 みんなで支えるのびのび子育て

(1) 子育てサロン

- ◎ 保護者が楽しくおしゃべりできるよう配慮する。
- ◎ 子育てサロンスタッフで子どもに関する勉強会をする。
- 子育てサロンスタッフの交流会を実施する。

(2) 地域でのつながりや遊び場づくり

- 子どもの相談にのることのできるよう勉強会に参加する。
- ◎ 市民体育祭や文化祭などの地域活動の活性化。
- 地域行事への資金援助を行う。また、地域をもっとPRする。

(3) 三世代交流

- ◎ うるさいおばさんやおじさんになる。
- ◎ 三世代交流クラブを開催する。
- 交流する場所の確保をする。市報で子育て特集を組む。

(4) 子育ての情報交換

- お互いに声かけをする。各施設のイベントを紹介しあう。
- ◎ サークルなど仲間づくりの情報提供をする。
- インターネットを使った情報提供をする。